

障第131号
令和8年4月14日

各指定障害福祉サービス事業所 運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置終了に伴う
障害者雇用率の引上げ等について (周知)

このことについて、別添の厚生労働省通知のとおり、令和8年7月1日より障害者雇用率が引き上げられます。

各就労系障害福祉サービス事業所におかれては、日頃より利用者の就労支援に取り組んでおられることと存じますが、引き続き、障害者を雇用する企業やハローワークをはじめとする関係機関と連携して支援いただきますよう、よろしく願いいたします。